ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

Press Release

厚生労働省北海道労働局 発表
平成 28 年 12 月 13 日(火)

担当
厚生労働省北海道労働局
職業安定部職業対策課
課長 森 眞治
地方障害者雇用担当官 池田 憲浩
電話（０１１）７０９－２３１１
（内線３６８４）

平成 28 年 障害者雇用状況の集計結果

（平成２８年６月１日現在）

厚生労働省では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者又は知的障害者の雇用義務がある事業主等から、毎年６月１日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について ハローワーク への報告を求めています。

厚生労働省において、本日、全国の障害者の雇用状況の結果を発表したところですが、北海道分の平成 28 年 6 月 1 日現在における集計結果は以下のとおりでした。

Ⅰ 概 要

法定雇用率適用区分		法定雇用率	実雇用率		法定雇用率達成割合		法定雇用率達成機関・法人・企業の数
			北海道	全国	北海道	全国	北海道
民間企業		2.0%	**2.06%**	1.92%	**51.5%**	48.8%	**企業** 1,677 ／ 3,257
地方公共団体	都道府県知事部局、都道府県機関、市町村長部局及び下記以外の市町村の教育委員会等	2.3%	**2.55%**	2.46%	**89.9%**	88.7%	**機関** 187 ／ 208
	都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会	2.2%	**1.98%**	2.18%	**57.1%**	80.0%	**機関** 4 ／ 7
独立行政法人等		2.3%	**2.30%**	2.36%	**81.8%**	74.2%	**法人** 9 ／ 11

◎ 集計結果のポイント

【 民間企業（５０人以上規模の企業）】（法定雇用率２．０%）

○ 集計企業数は 3,257 企業（対前年比 1.5%、48 企業増加）

○ 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は 610,990.5 人（対前年比 4.1%、24,300.5 人増加）

○ 雇用されている障害者の数は**１２，５９２．５人**（対前年比 10.3%、1,180.0 人増加）

○ 実雇用率は**２．０６%**（対前年比 0.11 ポイント上昇）

○ 法定雇用率達成企業の割合は**５１．５%**（対前年比 1.6 ポイント上昇）

【 公的機関 】（法定雇用率２．３％、一定の教育委員会２．２％）

○ 2.3%の法定雇用率が適用される機関

・雇用率の算定基礎となる対象職員数は 66,956.0 人（対前年比 0.9%、591.5 人増加）

・雇用されている障害者の数は 1,710.0 人（対前年比 3.8%、63.0 人増加）

・実雇用率は**２．５５％**(対前年比 0.07 ポイント上昇)

・法定雇用率達成機関の割合は**８９．９％**(対前年比 1.9 ポイント下降)となっており、**２１機関が法定雇用率未達成**となっている。

○ 2.2%の法定雇用率が適用される機関

・雇用率の算定基礎となる対象職員数は 38,098.5 人（対前年比 0.1%減、44.0 人減少）

・雇用されている障害者の数は 753.0 人（対前年比 2.2%、16.0 人増加）

・実雇用率は**１．９８％**（対前年比 0.05 ポイント上昇）

・法定雇用率達成機関の割合は**５７．１％**（前年と同じ）**となっており、３機関が法定雇用率未達成**となっている。

【独立行政法人等】（法定雇用率２．３％）

・雇用率の算定基礎となる対象職員数は 10,596.5 人（対前年比 0.2%、24.5 人増加）

・雇用されている障害者の数は 243.5 人（対前年比 2.1%、5.0 人増加）

・実雇用率は**２．３０％**（対前年比 0.04 ポイント増加）

・法定雇用率達成法人の割合は**８１．８％**（対前年比 9.1 ポイント上昇）となっており、**２法人が法定雇用率未達成**となっている。

北海道労働局及び **ハローワーク** では、

民間企業については、

◎ **ハローワーク** における障害者の就職件数は、平成１８年度以降、１０年連続で増加しており、平成２７年度に過去最高を記録しているところである（P25 参照）。

◎ このような状況に対し **ハローワーク** では、各企業の法定雇用率達成に向けて、雇用率達成指導（P21～22 参照）をより一層強化し、着実な指導を引き続き実施することとしている。

◎ これら雇用率達成指導の強化とともに、**ハローワーク** では、福祉施設・特別支援学校等関係機関との連携による就労支援（「チーム支援」）を重点的な取組項目とし、求人の開拓や障害者の職域提案から、障害者のあっ旋や雇入れ後の職場適応支援まで、トータルな就労支援の充実を図っている。

◎ さらに、各種助成制度（障害者トライアル雇用奨励金、特定求職者雇用開発助成金、障害者初回雇用奨励金、障害者雇用安定奨励金ほか）を効果的に活用して、障害者の雇用促進を図っている（P23～24 参照）。

地方公共団体及び独立行政法人等については、

◎ 民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関等に対する達成指導を強力に実施することとしている。

Ⅱ　民間企業における雇用状況

○　雇用されている障害者の数、実雇用率

集計企業数は3,257社で、前年より1.5%（48企業）増加した。また、雇用率の算定基礎となる対象労働者数は610,990.5人と、前年より4.1%（24,300.5人）増加した。

雇用されている障害者の数は**１２，５９２．５人**と、前年より**１０．３%（１，１８０．０人）増加**し、**過去最高**となった。

このうち、身体障害者は8,681.0人、知的障害者は3,026.0人、精神障害者は885.5人であった。

実雇用率は**２．０６%**と、前年より**０．１１ポイント上昇**し、**過去最高**となった。

法定雇用率達成企業の数は、前年より4.7%（75企業）増加し、**１，６７７企業**となり、達成企業の割合は、前年より**１．６ポイント上昇**し、**５１．５%**となった。

☞ １０ページ ４(１)、(２)表

○　企業規模別の状況

実雇用率は、1,000人以上規模の企業で2.29%と最も高く、次いで500～1,000人未満の規模の企業で2.16%となっており、300人以上の規模の企業が法定雇用率を上回った。

法定雇用率達成企業の割合は、300人未満の規模と1000人以上の規模の区分で前年と比べ上昇した。

☞　７ページ （３)、(４）グラフ
☞ １１ページ ４(３)表

○　産業別の状況

実雇用率が法定雇用率を上回っている業種は、生活関連サービス・娯楽業(3.85%)、医療・福祉(2.38%)、運輸・郵便業（2.29%)、製造業(2.16%)、電気・ガス・熱供給・水道業（2.13%）となっている。

雇用されている障害者の数は、卸売・小売業(552.5人増加)、医療・福祉(315.0人増加)の業種で前年と比べ大きく増加した。

☞　７ページ （５)、(６）グラフ
☞ １１ページ ４の(４)表

○　法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）の占める割合は、72.3%と過半数を超えている。

また、法定雇用率未達成企業のうち、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）の占める割合は61.1%となっている。

☞ １２ページ ４の(６)表

Ⅲ　地方公共団体における在職状況

１　法定雇用率２.３%が適用される機関

2.3%の法定雇用率が適用される機関（都道府県知事部局、都道府県機関（企業局、議会事務局、警察等)、市町村長部局及び下記２以外の市町村の教育委員会等）の雇用率の算定基礎となる対象職員数は 66,956.0 人と、前年より 0.9%（591.5 人）増加した。

雇用されている障害者の数は**１，７１０.０人**と、前年より**３.８%（６３．０人）増加**した。

このうち、身体障害者は 1,628.5 人、知的障害者は 15.0 人、精神障害者は 66.5 人であった。

実雇用率は、前年より**０.０７ポイント上昇**し、**２.５５%**であった。

法定雇用率達成機関の割合は、前年より**１．９ポイント下降**し、**８９．９%**となり、**２１機関が未達成**となっている。

☞ １３ページ ５の(1)、(2)表

２　法定雇用率２.２%が適用される機関

2.2%の法定雇用率が適用される機関（都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会）の雇用率の算定基礎となる対象職員数は 38,098.5 人と、前年より 0.1%（44.0 人）減少した。

雇用されている障害者の数は**７５３．０人**と、前年より**２.２%（１６．０人）増加**した。

このうち、身体障害者は 724.5 人、知的障害者は 5.5 人、精神障害者は 23.0 人であった。

実雇用率は、前年より**０．０５ポイント上昇**し、**１.９８%**であった。

法定雇用率達成機関の割合は、前年と変わらず、**５７.１%**となっており、**３機関が未達成**となっている。

☞１３ページ ５の(3)表
１４ページ ５の(4)表

Ⅳ　独立行政法人等における雇用状況

2.3%の法定雇用率が適用される独立行政法人等の雇用率の算定基礎となる対象労働者数は 10,596.5 人と、前年より 0.2%（24.5 人）増加した。

雇用されている障害者の数は**２４３.５人**と、前年より**２.１%（５.０人）増加**した。

このうち身体障害者は 210.5 人、知的障害者は 4.0 人、精神障害者は 29.0 人であった。

実雇用率は、前年より**０.０４ポイント上昇**し、**２.３０%**であった。

法定雇用率達成法人の割合は、前年より**９．１ポイント上昇**し、**８１.８%**となり、**２法人が未達成**となっている。

☞ １４ページ ６の(1)表
１５ページ ６の(2)表

民間企業における障害者の雇用状況（グラフ）

（１）実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

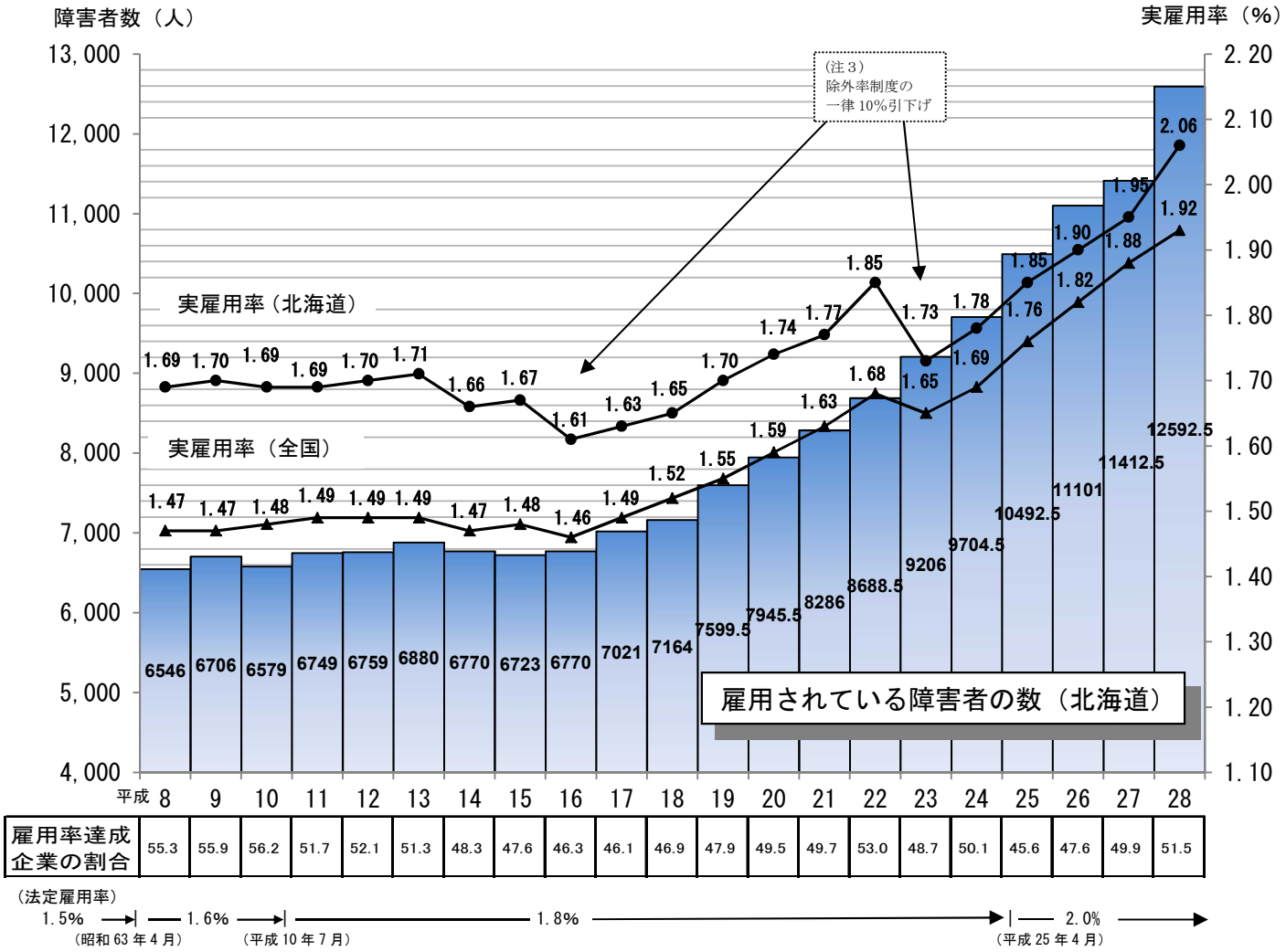

雇用率達成企業の割合	55.3	55.9	56.2	51.7	52.1	51.3	48.3	47.6	46.3	46.1	46.9	47.9	49.5	49.7	53.0	48.7	50.1	45.6	47.6	49.9	51.5

（法定雇用率）
1.5%（昭和 63 年 4 月） → 1.6%（平成 10 年 7 月） → 1.8% → 2.0%（平成 25 年 4 月） →

（資料出所）厚生労働省職業安定局集計

（注１）　雇用義務のある企業（対象労働者数５０人以上規模の企業）についての集計である。

（注２）　「障害者の数」とは、次の表に掲げる者の合計数である。

昭和５１年度 ～ 昭和６２年度	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
昭和６３年度 ～ 平成 ４ 年度	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者
平成 ５ 年度 ～ 平成１７年度	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者
平成１８年度 ～ 平成２２年度	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者（精神障害者である短時間労働者は 0.5 カウント）
平成２３年度 ～	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント、重度以外身体障害者である短時間労働者は 0.5 カウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント、重度以外知的障害者である短時間労働者は 0.5 カウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者（精神障害者である短時間労働者は 0.5 カウント）

（注３）　平成 16 年４月及び平成 22 年７月に、民間企業に設定されている除外率制度（雇用義務数を算定する際に、障害者が就業することが困難とされる職種の労働者が相当の割合を占める業種に属する事業所については、業種ごとに定めた割合（除外率）により雇用義務を軽減する制度）について、すべての設定業種の除外率が一律 10%引き下げられている。

（参考例）～　除外率４０%が設定されていた業種で、常用労働者数 1,000 人の企業の場合
平成 22 年６月まで　[除外率４０%]　→（1,000 人－1,000×40%）× 1.8% ＝ １０人（法定雇用義務数）
平成 22 年７月から　[除外率３０%]　→（1,000 人－1,000×30%）× 1.8% ＝ １２人（法定雇用義務数）

（２）障害種別の雇用障害者数の推移

＜障害者の数（人）＞

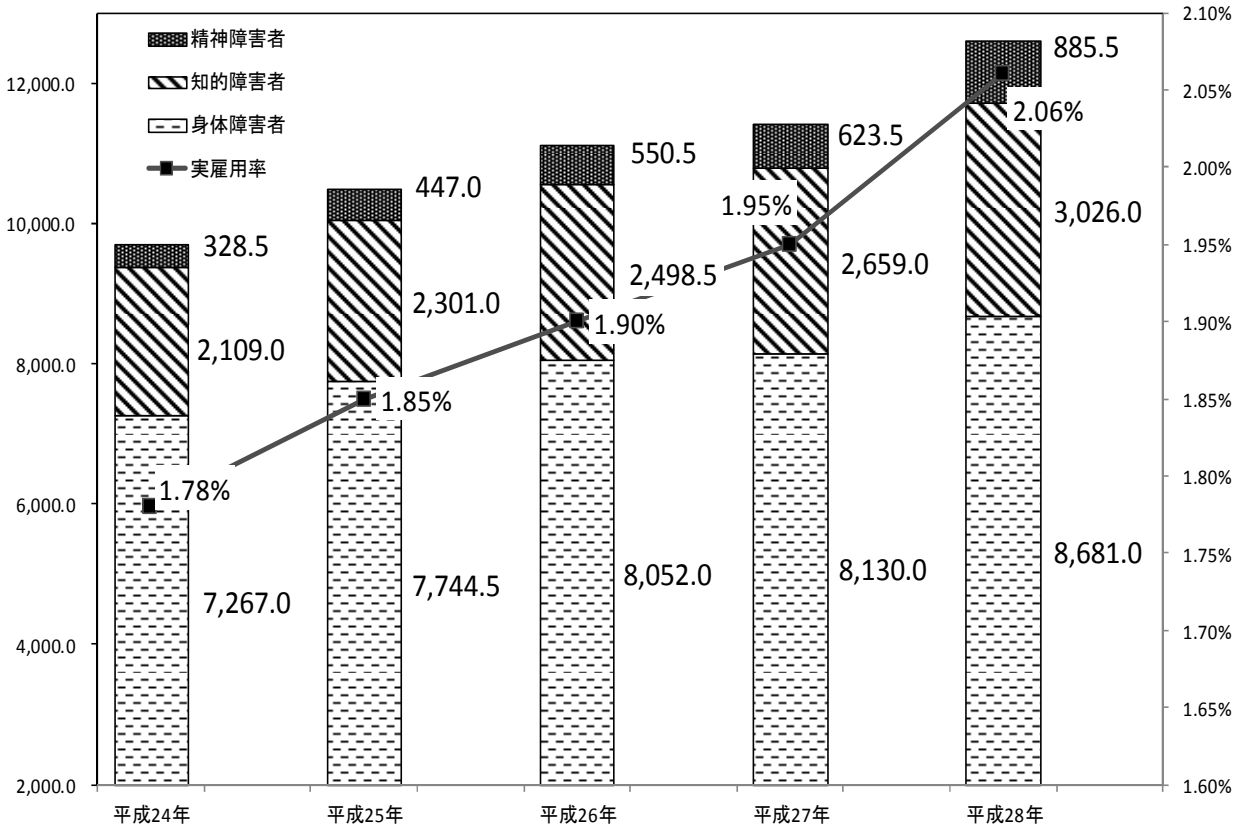

		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
対象労働者数		544,261.5	567,372.5	583,833.5	586,690.0	610,990.5
障害者全数		9,704.5	10,492.5	11,101.0	11,412.5	12,592.5
	身体障害者	7,267.0	7,744.5	8,052.0	8,130.0	8,681.0
	知的障害者	2,109.0	2,301.0	2,498.5	2,659.0	3,026.0
	精神障害者	328.5	447.0	550.5	623.5	885.5
雇用率		1.78%	1.85%	1.90%	1.95%	2.06%

注）（１）グラフ注釈とすべて同様

（３）企業規模別実雇用率の推移

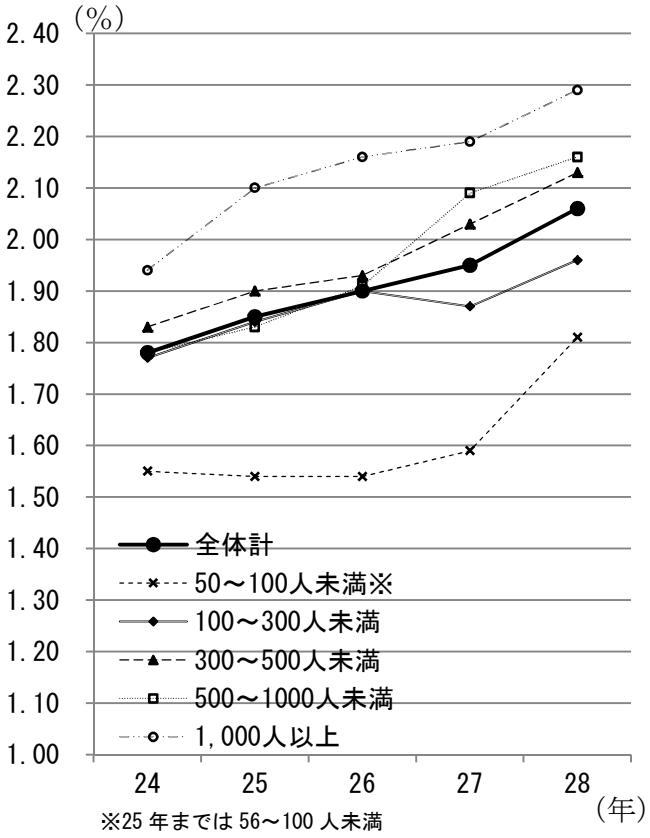

※25 年までは 56～100 人未満

（４）企業規模別達成企業割合の推移

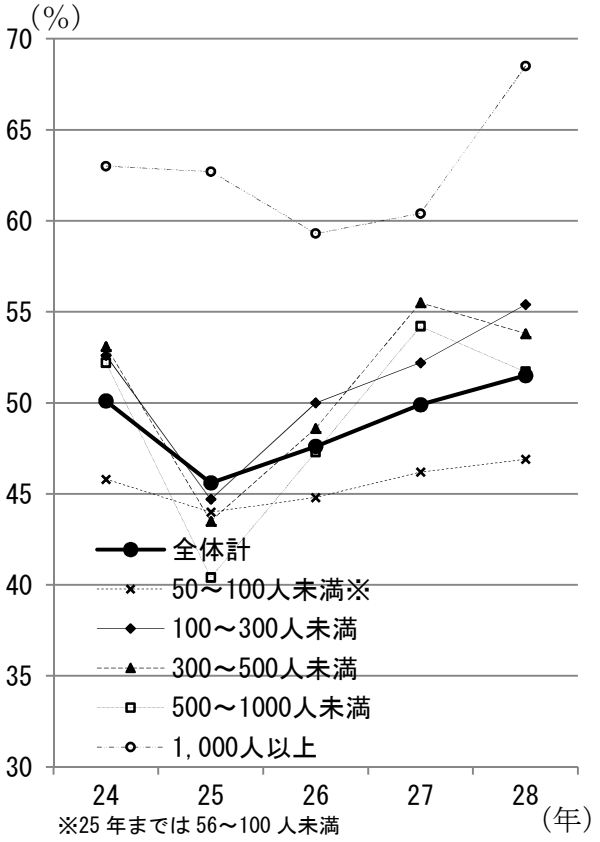

※25 年までは 56～100 人未満

（５）産業別実雇用率の推移

（対象労働者数上位 5 業種）

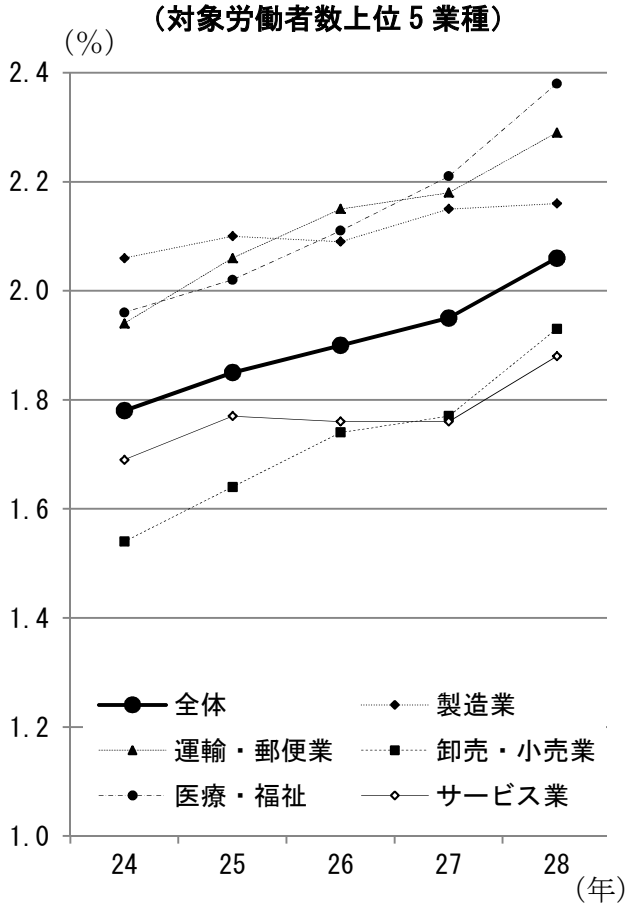

（６）産業別達成企業割合の推移

（対象労働者数上位 5 業種）

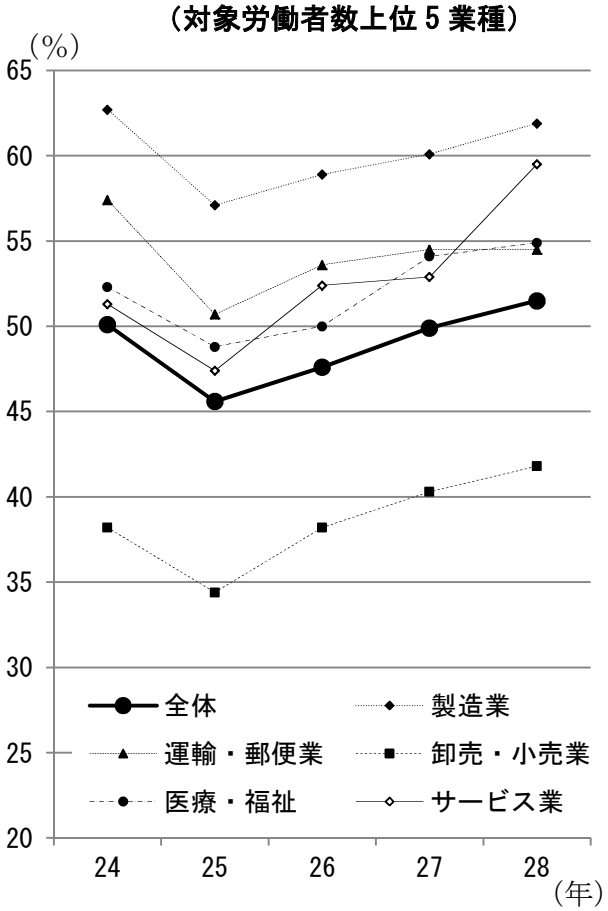

＜　総括表　＞

１　一般の民間企業における障害者の雇用状況【法定雇用率２．０%】

（各年６月１日現在）

区　分		① 企業数	② 対象労働者数	③ 障害者の数	④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成 企　業　の　数	⑥ 達成割合
		企業	人	人	%	企業	%
北海道	28 年	3,257	610,990.5	12,592.5	2.06	1,677 ／ 3,257	51.5
	27 年	3,209	586,690.0	11,412.5	1.95	1,602 ／ 3,209	49.9
全　国	28 年	89,359	24,650,200.5	474,374.0	1.92	43,569 ／ 89,359	48.8
	27 年	87,935	24,122,923.0	453,133.5	1.88	41,485 ／ 87,935	47.2

注）１　②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

２　③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、１人を２人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については法律上、１人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントを行っている。

なお、精神障害者は平成 18 年４月１日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成 22 年７月１日から 0.5 カウントとして実雇用率に算定されることとなった。

２　地方公共団体における障害者の在職状況

（各年６月１日現在）

区　分			① 機関数	② 対象職員数	③ 障害者の数	④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成 機　関　の　数	⑥ 達成割合
法定雇用率 2.3%適用機関								
			機関	人	人	%	機関	%
	北海道	28 年	208	66,956.0	1,710.0	2.55	187 ／ 208	89.9
		27 年	208	66,364.5	1,647.0	2.48	191 ／ 208	91.8
	全　国	28 年	2,530	1,706,004.0	42,049.5	2.46	2,245 ／ 2,530	88.7
		27 年	2,540	1,700,403.0	41,629.0	2.45	2,214 ／ 2,540	87.2
法定雇用率 2.2%適用機関								
			機関	人	人	%	機関	%
	北海道	28 年	7	38,098.5	753.0	1.98	4 ／ 7	57.1
		27 年	7	38,142.5	737.0	1.93	4 ／ 7	57.1
	全　国	28 年	125	661,899.0	14,448.5	2.18	100 ／ 125	80.0
		27 年	119	661,646.5	14,216.5	2.15	88 ／ 119	73.9

注）１　②欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。

２　③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、１人を２人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については法律上、１人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントを行っている。

なお、精神障害者は平成 18 年４月１日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成 22 年７月１日から 0.5 カウントとして実雇用率に算定されることとなった。

３　法定雇用率２．３%適用機関とは、都道府県知事部局、都道府県機関（企業局、議会事務局、警察等）、市町村長部局及び下記注釈４以外の市町村の教育委員会等である。

４　法定雇用率２．２%適用機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

５　法定雇用率２．３%適用機関の全国の数値については、国の機関（行政・立法・司法機関）が含まれる。

３　独立行政法人等における障害者の雇用状況【法定雇用率２．３%】

（各年６月１日現在）

区　分			① 法人数	② 対象労働者数	③ 障害者の数	④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成 法　人　の　数	⑥ 達成割合
			法人	人	人	%		%
独立行政法人等及び地方独立行政法人等	北海道	28 年	11	10,596.5	243.5	2.30	9 ／ 11	81.8
		27 年	11	10,572.0	238.5	2.26	8 ／ 11	72.7
	全　国	28 年	330	421,292.0	9,927.0	2.36	245 ／ 330	74.2
		27 年	330	411,014.5	9,527.5	2.32	241 ／ 330	73.0
国立大学法人等	北海道	28 年	7	7,961.0	182.0	2.29	6 ／ 7	85.7
		27 年	7	7,928.0	170.5	2.15	5 ／ 7	71.4
	全　国	28 年	90	145,448.0	3,313.0	2.28	69 ／ 90	76.7
		27 年	90	143,447.0	3,269.5	2.28	70 ／ 90	77.8
地方独立行政法人等	北海道	28 年	4	2,635.5	61.5	2.33	3 ／ 4	75.0
		27 年	4	2,644.0	68.0	2.57	3 ／ 4	75.0
	全　国	28 年	150	69,532.5	1,463.0	2.10	99 ／ 150	66.0
		27 年	141	63,091.0	1,298.5	2.06	92 ／ 141	65.2

注）１　②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

２　③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、１人を２人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については法律上、１人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントを行っている。

なお、精神障害者は平成 18 年４月１日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成 22 年７月１日から 0.5 カウントとして実雇用率に算定されることとなった。

３　「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第２の第１号から第８号までの法人を指しており、北海道においては、国立大学法人が該当する。また、「地方独立行政法人等」とは、同施行令別表第２の第９号から第 10 号までの法人を指しており、北海道においては、地方独立行政法人及び公立大学法人が該当する。

＜ 詳細表 ＞

４ 一般の民間企業における障害者の雇用状況【法定雇用率２．０%】

(1) 概 況

（各年６月１日現在）

区分		① 企業数	② 対象 労働者数	③ 障害者の数 A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×２＋B＋C＋D×0.5	④ 実雇用率 E÷② ×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 達成割合
		企業	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
北海道	28年	3,257	610,990.5	2,546	390	6,337	1,547	12,592.5	2.06	1,677	51.5
	27年	3,209	586,690.0	2,349	395	5,684	1,271	11,412.5	1.95	1,602	49.9
全 国	28年	89,359	24,650,200.5	109,765	14,283	218,564	43,994	474,374.0	1.92	43,569	48.8
	27年	87,935	24,122,923.0	106,362	13,534	207,294	39,163	453,133.5	1.88	41,485	47.2

注）１ ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

２ ③A 欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、１人を２人に相当するものとしており、E 欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行い、D 欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については法律上、１人を 0.5 人に相当するものとしており、E 欄の「計」を算出するにあたり 0.5 カウントを行っている。

なお、精神障害者は平成 18 年４月１日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成 22 年７月１日から 0.5 カウントとして実雇用率に算定されることとなった。

３ A 及び C 欄は１週間の所定労働時間が 30 時間以上の労働者であり、B 及び D 欄は１週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者である。

(2) 障害種別の雇用状況

（各年６月１日現在）

区分		① 障害者の数	② 身体障害者の数 A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×２＋B＋C＋D×0.5	③ 知的障害者の数 A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×２＋B＋C＋D×0.5	④ 精神障害者の数 A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B ×0.5
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
北海道	28年	12,592.5	2,265	326	3,560	530	8,681.0	281	64	2,064	672	3,026.0	713	345	885.5
	27年	11,412.5	2,082	311	3,417	476	8,130.0	267	84	1,773	536	2,659.0	494	259	623.5
全国	28年	474,374.0	92,058	10,460	125,633	14,782	327,600.0	17,707	3,823	58,231	14,556	104,746.0	34,700	14,656	42,028,0
	27年	453,133.5	89,312	9,830	125,334	13,929	320,752.5	17,050	3,704	53,494	12,892	97,744.0	28,466	12,342	34,637.0

注）１ ①欄の「障害者の数」とは、②E、③E、④C の計である。

２ ②③A 欄の重度障害者については法律上、１人を２人に相当するものとしており、E 欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行っている。

３ ②③D 欄及び④B 欄の短時間労働者については法律上、１人を 0.5 人に相当するものとしており、②③E 欄及び④C 欄の「計」を算出するにあたり 0.5 カウントを行っている。

なお、精神障害者は平成 18 年４月１日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成 22 年７月１日から 0.5 カウントとして実雇用率に算定されることとなった。

４ ②③欄の A、C 欄及び④A 欄は１週間の所定労働時間が 30 時間以上の労働者であり、②③欄の B、D 欄及び④B 欄は１週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者である。

(3) 企業規模別の雇用状況

（各年６月１日現在）

区分		①企業数	②対象労働者数	③障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	③障害者の数 B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	③障害者の数 C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	③障害者の数 D.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	③障害者の数 E.計 A×2＋B＋C＋D×0.5	④実雇用率 E÷②×100	⑤法定雇用率達成企業の数	⑥達成割合
		企業	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
50～100人未満	28年	1,479	102,984.0	351	52	933	348	1,861.0	1.81	694	46.9
	27年	1,451	100,989.0	295	70	816	264	1,608.0	1.59	670	46.2
100～300人未満	28年	1,352	200,161.0	808	133	1,977	388	3,920.0	1.96	749	55.4
	27年	1,350	200,244.5	755	131	1,925	375	3,753.5	1.87	705	52.2
300～500人未満	28年	221	75,885.0	333	43	815	184	1,616.0	2.13	119	53.8
	27年	211	72,313.0	307	45	745	127	1,467.5	2.03	117	55.5
500～1,000人未満	28年	151	92,444.0	446	41	993	149	2,000.5	2.16	78	51.7
	27年	144	87,847.5	418	44	881	153	1,837.5	2.09	78	54.2
1,000人以上	28年	54	139,516.5	608	121	1,619	478	3,195.0	2.29	37	68.5
	27年	53	125,296.0	574	105	1,317	352	2,746.0	2.19	32	60.4
計	28年	3,257	610,990.0	2,546	390	6,337	1,547	12,592.5	2.06	1,677	51.5
	27年	3,209	586,690.0	2,349	395	5,684	1,271	11,412.5	1.95	1,602	49.9

注）項目については、「その４(１)」の表の注釈とすべて同様。

(4) 産業別の雇用状況

（各年６月１日現在）

区分		①企業数	②対象労働者数	③障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	③障害者の数 B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	③障害者の数 C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	③障害者の数 D.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	③障害者の数 E.計 A×2＋B＋C＋D×0.5	④実雇用率 E÷②×100	⑤法定雇用率達成企業の数	⑥達成割合
		企業	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
建設業	28年	134	15,501.5	65	6	109	1	245.5	1.58	69	51.5
	27年	129	14,824.0	61	3	100	1	225.5	1.52	61	47.3
製造業	28年	473	76,566.5	337	19	927	67	1,653.5	2.16	293	61.9
	27年	469	77,353.5	334	21	937	69	1,660.5	2.15	282	60.1
電気・ガス・熱供給・水道業	28年	14	13,772.5	80	0	133	2	294.0	2.13	6	42.9
	27年	16	13,713.0	79	0	113	2	272.0	1.98	7	43.8
情報通信業	28年	101	20,787.0	97	2	139	8	339.0	1.63	43	42.6
	27年	99	20,341.5	102	2	134	4	342.0	1.68	35	35.4
運輸・郵便業	28年	314	49,492.0	242	34	582	71	1,135.5	2.29	171	54.5
	27年	308	48,754.0	228	35	535	69	1,060.5	2.18	168	54.5
卸売・小売業	28年	531	151,036.5	487	133	1,534	563	2,922.5	1.93	222	41.8
	27年	507	134,136.5	408	128	1,203	446	2,370.0	1.77	203	40.0
金融・保険業	28年	62	18,813.0	79	4	119	9	285.5	1.52	20	32.3
	27年	65	18,872.0	78	5	119	5	282.5	1.50	23	35.4
不動産・物品賃貸業	28年	69	12,730.0	41	9	90	20	191.0	1.50	29	42.0
	27年	72	12,679.5	44	11	73	15	179.5	1.42	31	43.1
学術研究、専門・技術サービス業	28年	92	10,898.0	44	2	86	8	180.0	1.65	46	50.0
	27年	86	9,530.0	32	1	74	1	139.5	1.46	43	50.0
宿泊・飲食サービス業	28年	130	22,409.0	49	30	166	87	337.5	1.51	54	41.5
	27年	129	22,121.5	47	25	153	81	312.5	1.41	52	40.3
生活関連サービス・娯楽業	28年	94	16,045.5	121	18	328	59	617.5	3.85	47	50.0
	27年	86	13,717.5	99	14	265	30	492.0	3.59	37	43.0
教育・学習支援業	28年	68	8,528.5	28	6	45	6	110.0	1.29	29	42.6
	27年	64	8,314.0	33	7	44	7	120.5	1.45	34	53.1
医療・福祉	28年	754	130,446.0	655	94	1,445	500	3,099.0	2.38	414	54.9
	27年	748	126,116.0	583	111	1,301	412	2,784.0	2.21	405	54.1
複合サービス業	28年	128	19,813.5	64	4	169	15	308.5	1.56	59	46.1
	27年	126	19,297.0	61	3	158	16	291.0	1.51	55	43.7
サービス業	28年	262	40,438.0	143	25	386	127	760.5	1.88	156	59.5
	27年	278	43,591.0	143	24	404	106	767.0	1.76	147	52.9
その他	28年	31	3,713.0	14	4	79	4	113.0	3.04	19	61.3
	27年	27	3,329.0	17	5	71	7	113.5	3.41	19	70.4
計	28年	3,257	610,990.5	2,546	390	6,337	1,547	12,592.5	2.06	1,677	51.5
	27年	3,209	586,690.0	2,349	395	5,684	1,271	11,412.5	1.95	1,602	49.9

注）　４(１)の表の注釈とすべて同様。区分は第12改定（平成19年総務省告示第618号）日本標準産業分類において分類された業種区分による。

(5) 地域（ハローワーク）別の雇用状況

（平成 28 年 6 月 1 日現在）

区　分	① 企業数	② 対象労働者数	③ 障害者の数 A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 達成割合
	企業	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
全　国	89,359	24,650,200.5	109,765	14,283	218,564	43,994	474,374.0	1.92	43,569	48.8
北海道	3,257	610,990.5	2,546	390	6,337	1547	12,592.5	2.06	1,677	51.5
札幌圏(注2)	1,618	382,110.0	1,581	237	3,887	932	7,752.0	2.03	759	46.9
札　幌	765	197,612.5	857	107	1,805	498	3,875.0	1.96	348	45.5
札幌東	487	104,051.0	402	61	1,143	221	2,118.5	2.04	245	50.3
札幌北	366	80,446.5	322	69	939	213	1,758.5	2.19	166	45.4
函　館	230	32,323.5	136	14	320	60	636.0	1.97	111	48.3
旭　川	227	30,933.5	136	31	348	112	707.0	2.29	131	57.7
帯　広	204	31,926.0	122	19	318	74	618.0	1.94	104	51.0
北　見	99	12,029.5	37	12	124	68	244.0	2.03	65	65.7
紋　別	15	1,138.0	2	0	12	1	16.5	1.45	7	46.7
小　樽	88	11,429.0	56	3	119	16	242.0	2.12	50	56.8
滝　川	73	10,461.5	37	6	202	22	293.0	2.80	47	64.4
釧　路	131	16,848.5	95	13	173	107	429.5	2.55	68	51.9
室　蘭	91	15,930.5	61	10	143	21	285.5	1.79	46	50.5
岩見沢	52	7,036.5	35	4	110	22	195.0	2.77	35	67.3
稚　内	27	2,393.5	8	3	21	3	41.5	1.73	12	44.4
岩　内	20	2,720.0	14	6	23	6	60.0	2.21	16	80.0
留　萌	25	2,780.0	13	1	25	4	54.0	1.94	14	56.0
名　寄	32	3,919.5	13	3	71	15	107.5	2.74	22	68.8
浦　河	22	2,216.0	8	2	39	19	66.5	3.00	16	72.7
網　走	39	4,231.0	20	1	32	4	75.0	1.77	21	53.8
苫小牧	133	21,654.0	95	13	179	36	400.0	1.85	71	53.4
根　室	42	4,022.5	13	4	37	3	68.5	1.70	22	52.4
千　歳	89	14,887.5	64	8	154	22	301.0	2.02	60	67.4

注）1　4(1)の表の注釈１～３と同様。
　　2　「札幌圏」は、札幌、札幌東及び札幌北公共職業安定所管轄区域を集計した数値である。

(6) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

（各年 6 月 1 日現在）

区　分		①法定雇用率未達成企業数	② 不足数 0.5～1 人	1.5～2 人	2.5～3 人	3.5～4 人	4.5～8 人	8.5 ～ 20 人	20.5 ～ 30 人	30.5 人～	③ 障害者の数が 0 人である企業数
50～100 人未満	28 年	785	785	－	－	－	－	－	－	－	752
	27 年	781	781	－	－	－	－	－	－	－	753
100～300 人未満	28 年	603	301	226	57	16	3	－	－	－	211
	27 年	645	302	251	74	15	3	－	－	－	236
300～500 人未満	28 年	102	36	17	27	10	12	0	－	－	2
	27 年	94	29	18	21	16	10	0	－	－	2
500～1,000 人未満	28 年	73	16	6	25	8	17	1	－	－	0
	27 年	66	9	16	19	14	7	1	－	－	0
1,000 人以上	28 年	17	4	3	4	0	2	3	0	1	0
	27 年	21	6	3	3	3	3	3	0	0	0
企業規模計	28 年	1,580	1,142	252	113	34	34	4	0	1	965
	27 年	1,607	1,127	288	117	48	23	4	0	0	991

注）　②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在雇用している障害者の数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

5　地方公共団体における障害者の在職状況

(1)　法定雇用率２．３%が適用される機関の在職状況（概況）

（各年６月１日現在）

区分		①機関数	②対象職員数	③障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	③障害者の数 B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	③障害者の数 C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	③障害者の数 D.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員	③障害者の数 E.計 A×2＋B＋C＋D×0.5	④実雇用率 E÷②×100	⑤法定雇用率達成機関の数	⑥達成割合
		機関	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
北海道	28年	208	66,956.0	473	49	684	62	1,710.0	2.55	187	89.9
	27年	208	66,364.5	456	47	656	64	1,647.0	2.48	191	91.8
全国	28年	2,530	1,706,004.0	9,913	715	20,701	1,615	42,049.5	2.46	2,245	88.7
	27年	2,540	1,700,403.0	9,741	702	20,633	1,624	41,629.0	2.45	2,214	87.2

注）1　②欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。
2　③A 欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、１人を２人に相当するものとしており、E 欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行い、D 欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、１人を 0.5 人に相当するものとしている。
　なお、精神障害者は平成 18 年４月１日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については平成 22 年７月１日から 0.5 カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
3　A 及び C 欄は１週間の所定労働時間が 30 時間以上の職員であり、B 及び D 欄は１週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の職員である。
4　法定雇用率２．3%適用機関とは、都道府県知事部局、都道府県機関（企業局、議会事務局、警察等）、市町村部局及び後記５(３)以外の市町村の教育委員会等である。
5　全国の数値については、国の機関（行政・立法・司法機関）が含まれる。

(2)　法定雇用率２．３%が適用される機関の在職状況（障害種別）

（各年６月１日現在）

区分		①障害者の数	②身体障害者の数 A.重度身体障害者	②身体障害者の数 B.重度身体障害者である短時間勤務職員	②身体障害者の数 C.重度以外の身体障害者	②身体障害者の数 D.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	②身体障害者の数 E.計 A×2＋B＋C＋D×0.5	③知的障害者の数 A.重度知的障害者	③知的障害者の数 B.重度知的障害者である短時間勤務職員	③知的障害者の数 C.重度以外の知的障害者	③知的障害者の数 D.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	③知的障害者の数 E.計 A×2＋B＋C＋D×0.5	④精神障害者の数 A.精神障害者	④精神障害者の数 B.精神障害者である短時間勤務職員	④精神障害者の数 C.計 A＋B×0.5
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
北海道	28年	1,710.0	473	49	607	53	1,628.5	0	0	14	2	15.0	63	7	66.5
	27年	1,647.0	456	47	589	47	1,576.0	0	0	15	2	16.0	52	6	55.0
全国	28年	42,049.5	9,823	690	17,907	1,109	38,797.5	90	25	716	216	1,029.0	2,078	290	2,223.0
	27年	41,629.0	9,640	672	18,217	1,144	38,741.0	101	30	706	207	1,041.5	1,710	273	1,846.5

注）1　①欄の「障害者の数」とは、②E、③E、④C の計である。
2　②③A 欄の重度障害者については法律上、１人を２人に相当するものとしており、E 欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行っている。
3　②③D 欄及び④B 欄の短時間勤務職員については法律上、１人を 0.5 人に相当するものとしており、②③E 欄及び④C 欄の「計」を算出するにあたり 0.5 カウントを行っている。
　なお、精神障害者は平成 18 年４月１日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成 22 年７月１日から 0.5 カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
4　②③欄の A、C 欄及び④A 欄は１週間の所定労働時間が 30 時間以上の勤務者であり、②③欄の B、D 及び④の B 欄は１週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の職員である。

(3)　法定雇用率２．２%が適用される機関の在職状況（概況）

（各年６月１日現在）

区分		①機関数	②対象職員数	③障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	③障害者の数 B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	③障害者の数 C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	③障害者の数 D.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員	③障害者の数 E.計 A×2＋B＋C＋D×0.5	④実雇用率 E÷②×100	⑤法定雇用率達成機関の数	⑥達成割合
		機関	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
北海道	28年	7	38,098.5	236	3	269	18	753.0	1.98	4	57.1
	27年	7	38,142.5	231	4	262	18	737.0	1.93	4	57.1
全国	28年	125	661,899.0	3,486	189	7,011	553	14,448.5	2.18	100	80.0
	27年	119	661,646.5	3,451	160	6,925	459	14,216.5	2.15	88	73.9

注）1　5(1)の表の注釈１～３と同様。
2　法定雇用率２．２%適用機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

(4) 法定雇用率２．２%が適用される機関の在職状況（障害種別）

（各年６月１日現在）

区分		①障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数		
			A.重度身体障害者	B.重度身体障害者である短時間勤務職員	C.重度以外の身体障害者	D.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	E.計 A×2＋B＋C＋D×0.5	A.重度知的障害者	B.重度知的障害者である短時間勤務職員	C.重度以外の知的障害者	D.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	E.計 A×2＋B＋C＋D×0.5	A.精神障害者	B.精神障害者である短時間勤務職員	C.計 A＋B×0.5
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
北海道	28年	753.0	236	3	242	15	724.5	0	0	4	3	5.5	23	0	23.0
	27年	737.0	231	4	246	15	719.5	0	0	2	3	3.5	14	0	14.0
全国	28年	14,448.5	3,441	178	6,105	354	13,342.0	45	11	275	65	408.5	631	134	698.0
	27年	14,216.5	3,401	157	6,120	327	13,242.5	50	3	264	63	398.5	541	69	575.5

注）５(2)の表の注釈とすべて同様。

６ 独立行政法人等における障害者の雇用状況【法定雇用率２．３%】

(1) 概 況

（各年６月１日現在）

区分				①法人数	②対象労働者数	③障害者の数					④実雇用率	⑤法定雇用率達成法人の数	⑥達成割合
						A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	E.計 A×２＋B＋C＋D×0.5	E÷②×100		
				法人	人	人	人	人	人	人	%	法人	%
独立行政法人等及び地方独立行政法人等		北海道	28年	11	10,596.5	62	1	118	1	243.5	2.30	9	81.8
			27年	11	10,572.0	65	1	107	1	238.5	2.26	8	72.7
		全国	28年	330	421,292.0	2,483	157	4,680	248	9,927.0	2.36	245	74.2
			27年	330	411,014.5	2,422	148	4,412	247	9,527.5	2.32	241	73.0
	国立大学法人等	北海道	28年	7	7,961.0	X	X	X	X	182.5	2.29	6	85.7
			27年	7	7,928.0	X	X	X	X	170.5	2.15	5	71.4
		全国	28年	90	145,448.0	864	28	1,537	40	3,313.0	2.28	69	76.7
			27年	90	143,447.0	871	28	1,479	41	3,269.5	2.28	70	77.8
	地方独立行政法人等	北海道	28年	4	2,635.5	X	X	X	X	61.5	2.33	3	75.0
			27年	4	2,644.0	X	X	X	X	68.0	2.57	3	75.0
		全国	28年	150	69,532.5	350	24	719	40	1,463.0	2.10	99	66.0
			27年	141	63,091.0	317	19	627	37	1,298.5	2.06	92	65.2

注）１ ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

２ ③A 欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、１人を２人に相当するものとしており、E 欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行い、D 欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については法律上、１人を 0.5 人に相当するものとしており、E 欄の「計」を算出するにあたり 0.5 カウントを行っている。

なお、精神障害者は平成 18 年４月１日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成 22 年７月１日から 0.5 カウントとして実雇用率に算定されることとなった。

３ A 及び C 欄は１週間の所定労働時間が 30 時間以上の労働者であり、B 及び D 欄は１週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者である。

４ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第２の第１号から第８号までの法人を指しており、北海道においては、国立大学法人が該当となる。また、「地方独立行政法人等」とは、同施行令別表第２の第９号から第１０号までの法人を指しており、北海道においては、地方独立行政法人等及び公立大学法人が該当となる。

５ ③欄の「障害者の数」については、数値が少数であるため「X」で秘匿している。

(2) 障害種別の雇用状況

（各年６月１日現在）

区分		① 障害者の数	②　身体障害者の数					③　知的障害者の数					④　精神障害者の数		
			A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2 ＋B＋C＋ D×0.5	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2 ＋B＋C＋ D×0.5	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A＋B ×0.5
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
北海道	28年	243.5	61	1	87	1	210.5	1	0	2	0	4.0	29	0	29.0
	27年	238.5	64	1	84	1	213.5	1	0	2	0	4.0	21	0	21.0
全国	28年	9,927.0	2,173	147	2,917	138	7,479.0	310	10	615	19	1,254.5	1,148	91	1,193.5
	27年	9,527.5	2,123	138	2,878	139	7,331.5	299	10	566	19	1,183.5	968	89	1,012.5

注）１　①欄の「障害者の数」とは、②E、③E、④C の計である。
２　②③A 欄の重度障害者については法律上、１人を２人に相当するものとしており、D 欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行っている。
３　②③D 欄及び④B 欄の短時間労働者については法律上、１人を 0.5 人に相当するものとしており、②③E 欄及び④C 欄の「計」を算出するにあたり 0.5 カウントを行っている。
なお、精神障害者は平成 18 年４月１日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成 22 年７月１日から 0.5 カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
４　②③欄の A、C 欄及び④A 欄は１週間の所定労働時間が 30 時間以上の労働者であり、②③欄の B、D 欄及び④B 欄は１週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者である。

7　公的機関の個別の障害者在職（雇用）状況

(1) 知事部局等の在職状況

【法定雇用率２．３％が適用される機関】　（平成 28 年６月１日現在）

機関名	① 対象職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
	人	人	%	人	
合計（5 機関）	14,666.5	390.5	2.66	0.0	
北海道知事部局	13,031.0	350.5	2.69	0.0	
北海道企業局	89.0	2.0	2.25	0.0	
北海道議会事務局	69.0	2.0	2.90	0.0	
北海道監査委員事務局	49.5	1.0	2.02	0.0	
北海道警察本部	1,428.0	35.0	2.45	0.0	

【法定雇用率２．２％が適用される機関】　（平成 28 年６月１日現在）

機関名	① 対象職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
	人	人	%	人	
北海道教育委員会	30,295.0	623.0	2.06	43.0	

注）１　①欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。
２　②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、１人を２人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については法律上、１人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントを行っている。
なお、精神障害者は平成 18 年４月１日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については平成 22 年７月１日から 0.5 カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
３　④欄の「不足数」とは、①欄の「対象職員数」に法定雇用率を乗じて得た数（１未満の端数切り捨て）から②欄の「障害者の数」を減じて得た数であり、④欄の「不足数」が０となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、③欄の「実雇用率」が法定雇用率を下回っていても、不足数が０となることがあり、この場合は法定雇用率達成となる。

(2) 市町村等機関の在職状況

【法定雇用率２．３％が適用される機関（市町村長部局）】　（平成 28 年６月１日現在）

機　関　名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備　考
合計（ １７３機関）	人 46,522.5	人 1,177.0	% 2.53	人 21.0	
札幌市	8,320.0	218.5	2.63	0.0	
北広島市	399.0	9.5	2.38	0.0	
江別市（特認）	1,042.5	27	2.59	0.0	特例認定（注３）
石狩市（特認）	553.5	17.0	3.07	0.0	特例認定（注３）
当別町	159.0	6.0	3.77	0.0	
函館市（特認）	2,526.5	55.0	2.18	3.0	特例認定（注３）
北斗市	183.0	5.0	2.73	0.0	
木古内町	80.0	2.0	2.50	0.0	
知内町	59.5	1.5	2.52	0.0	
福島町（特認）	84.0	4.0	4.76	0.0	特例認定（注３）
松前町	150.0	3.0	2.00	0.0	
七飯町	131.0	3.0	2.29	0.0	
森町	228.0	9.0	3.95	0.0	
八雲町	357.0	11.0	3.08	0.0	
長万部町	110.0	4.5	4.09	0.0	
せたな町	209.0	2.0	0.96	2.0	
今金町	130.0	5.0	3.85	0.0	
江差町	106.0	2.0	1.89	0.0	
上ノ国町	76.0	1.0	1.32	0.0	
厚沢部町	75.0	1.0	1.33	0.0	
乙部町	82.0	2.0	2.44	0.0	
奥尻町	125.0	2.0	1.60	0.0	
鹿部町	50.0	1.0	2.00	0.0	
旭川市	1,926.0	49.5	2.57	0.0	
富良野市	259.5	7.0	2.70	0.0	
美瑛町	156.0	3.0	1.92	0.0	
上川町	142.0	1.0	0.70	2.0	
鷹栖町	76.0	1.0	1.32	0.0	
東神楽町	85.0	2.0	2.35	0.0	
上富良野町	166.0	2.0	1.20	1.0	
中富良野町	100.5	2.0	1.99	0.0	
南富良野町	80.5	1.0	1.24	0.0	
比布町	61.0	0.0	0.00	1.0	注２①
当麻町	90.0	2.0	2.22	0.0	
東川町	151.0	3.0	1.99	0.0	
占冠村	55.5	1.0	1.80	0.0	
愛別町	62.5	1.0	1.60	0.0	
帯広市	978.5	25.0	2.55	0.0	
士幌町	243.5	7.0	2.87	0.0	
新得町	130.0	5.0	3.85	0.0	
中札内村	86.0	2.0	2.33	0.0	
浦幌町	122.0	3.0	2.46	0.0	
広尾町	191.0	4.0	2.09	0.0	
足寄町	164.0	3.0	1.83	0.0	
更別村	92.0	3.0	3.26	0.0	
音更町	222.0	6.0	2.70	0.0	
豊頃町	107.0	2.0	1.87	0.0	
清水町	132.0	3.0	2.27	0.0	
陸別町	80.0	2.0	2.50	0.0	
大樹町	237.0	7.0	2.95	0.0	
池田町	144.0	3.0	2.08	0.0	
幕別町	209.0	5.0	2.39	0.0	
芽室町	206.5	5.0	2.42	0.0	

機　　関　　名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備　考
上士幌町	86.0	2.0	2.33	0.0	
本別町	150.0	4.0	2.67	0.0	
鹿追町	158.0	3.0	1.90	0.0	
北見市（特認）	1,187.0	28.5	2.40	0.0	特例認定（注３）
訓子府町	57.0	3.0	5.26	0.0	
置戸町	53.0	2.0	3.77	0.0	
遠軽町	243.5	5.0	2.05	0.0	
美幌町	277.5	11.0	3.96	0.0	
佐呂間町	92.0	3.0	3.26	0.0	
湧別町	179.5	4.0	2.23	0.0	
津別町	90.0	2.0	2.22	0.0	
紋別市	260.0	6.0	2.31	0.0	
滝上町	97.0	3.0	3.09	0.0	
興部町	177.0	6.0	3.39	0.0	
雄武町	132.0	4.0	3.03	0.0	
小樽市	788.5	19.5	2.47	0.0	
余市町	144.0	3.0	2.08	0.0	
古平町	77.0	0.0	0.00	1.0	
仁木町	59.5	1.0	1.68	0.0	
積丹町	71.0	1.0	1.41	0.0	
滝川市	453.0	13.0	2.87	0.0	
上砂川町	61.0	0.0	0.00	1.0	
妹背牛町	85.5	1.0	1.17	0.0	
芦別市	220.0	6.0	2.73	0.0	
砂川市	216.0	5.0	2.31	0.0	
新十津川町	83.0	2.0	2.41	0.0	
沼田町	194.0	4.0	2.06	0.0	
北竜町	88.0	3.0	3.41	0.0	
深川市	402.0	10.0	2.49	0.0	
歌志内市	93.0	2.0	2.15	0.0	
奈井江町	177.0	4.5	2.54	0.0	
幌加内町	59.0	1.0	1.69	0.0	
赤平市	360.0	7.0	1.94	1.0	
雨竜町	44.0	2.0	4.55	0.0	
釧路市（特認）	1,924.5	56.5	2.94	0.0	特例認定（注３）
釧路町	166.0	4.5	2.71	0.0	
厚岸町（特認）	259.0	5.0	1.93	0.0	特例認定（注３）
白糠町	136.0	3.0	2.21	0.0	
標茶町	225.5	7.0	3.10	0.0	
浜中町	127.5	2.0	1.57	0.0	
弟子屈町	157.0	5.0	3.18	0.0	
鶴居村（特認）	96.0	2.0	2.08	0.0	特例認定（注３）
室蘭市	534.0	12.5	2.34	0.0	
登別市	357.0	8.5	2.38	0.0	
伊達市	288.5	7.0	2.43	0.0	
洞爺湖町（特認）	145.0	3.0	2.07	0.0	特例認定（注３）
壮瞥町	62.0	1.0	1.61	0.0	
豊浦町	147.5	3.0	2.03	0.0	
岩見沢市	847.0	20.0	2.36	0.0	
南幌町	151.0	4.0	2.65	0.0	
美唄市	377.5	11.0	2.91	0.0	
三笠市	206.0	3.0	1.46	1.0	
浦臼町	45.0	1.0	2.22	0.0	
月形町	112.5	4.0	3.56	0.0	
稚内市	223.0	3.0	1.35	2.0	注２②
遠別町	90.0	3.0	3.33	0.0	
礼文町	106.0	3.0	2.83	0.0	
天塩町（特認）	122.0	3.0	2.46	0.0	特例認定（注３）

機　　関　　名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備　考
猿払村	84.0	2.0	2.38	0.0	
豊富町	127.0	2.0	1.57	0.0	
利尻富士町	84.0	4.0	4.76	0.0	
幌延町	90.0	5.0	5.56	0.0	
利尻町	90.0	1.0	1.11	1.0	
岩内町	174.5	5.0	2.87	0.0	
共和町	124.0	2.0	1.61	0.0	
泊村（特認）	76.0	1.0	1.32	0.0	特例認定（注３）
寿都町	57.0	1.0	1.75	0.0	
黒松内町（特認）	71.0	2.0	2.82	0.0	特例認定（注３）
島牧村	60.0	2.0	3.33	0.0	
蘭越町	113.0	7.0	6.19	0.0	
倶知安町	124.0	4.0	3.23	0.0	
京極町	110.0	3.0	2.73	0.0	
ニセコ町（特認）	95.0	2.0	2.11	0.0	特例認定（注３）
真狩村	64.0	2.0	3.13	0.0	
留寿都村	60.0	1.0	1.67	0.0	
喜茂別町	49.0	2.0	4.08	0.0	
神恵内村	66.5	1.0	1.50	0.0	
留萌市	182.5	4.0	2.19	0.0	
増毛町	104.0	2.0	1.92	0.0	
小平町	83.0	2.0	2.41	0.0	
苫前町	59.0	2.0	3.39	0.0	
羽幌町	132.0	3.0	2.27	0.0	
名寄市	485.0	11.0	2.27	0.0	
士別市	321.0	10.0	3.12	0.0	
美深町	80.0	2.0	2.50	0.0	
下川町	146.0	4.0	2.74	0.0	
剣淵町	111.0	5.0	4.50	0.0	
和寒町	146.0	2.5	1.71	0.5	注２③
中川町	51.0	1.0	1.96	0.0	
枝幸町	226.0	5.0	2.21	0.0	
中頓別町	112.0	4.0	3.57	0.0	
浜頓別町	64.0	3.0	4.69	0.0	
浦河町	139.0	5.0	3.60	0.0	
えりも町	99.0	3.0	3.03	0.0	
新冠町	117.0	4.0	3.42	0.0	
様似町	81.0	4.0	4.94	0.0	
新ひだか町	390.0	13.0	3.33	0.0	
網走市	295.0	7.0	2.37	0.0	
大空町	103.0	1.5	1.46	0.5	
斜里町	144.0	4.0	2.78	0.0	
清里町	80.5	1.0	1.24	0.0	
小清水町	91.5	1.0	1.09	1.0	注２④
苫小牧市	1,085.0	25.0	2.30	0.0	
白老町	193.0	6.0	3.11	0.0	
厚真町	89.0	2.0	2.25	0.0	
安平町	122.0	3.0	2.46	0.0	
むかわ町	272.5	5.0	1.83	1.0	注２⑤
日高町	259.0	7.0	2.70	0.0	
平取町	200.0	3.0	1.50	1.0	
根室市	340.0	8.0	2.35	0.0	
別海町	377.0	9.0	2.39	0.0	
中標津町	294.0	6.0	2.04	0.0	
標津町	117.0	4.0	3.42	0.0	
羅臼町	90.0	2.0	2.22	0.0	
千歳市（特認）	856.5	24.0	2.80	0.0	特例認定（注３）
夕張市	87.0	3.0	3.45	0.0	

機　　関　　名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備　考
長沼町	136.0	5.0	3.68	0.0	
由仁町	111.0	3.0	2.70	0.0	
恵庭市	332.0	6.0	1.81	1.0	
栗山町（特認）	187.5	4.0	2.13	0.0	特例認定（注３）

【法定雇用率２．３％が適用される機関（企業局、教育委員会)】　（平成 28 年 6 月 1 日現在）

機　　関　　名	① 対象職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備　考
	人	人	%	人	
合計（３０機関）	5,767.0	142.5	2.47	4.5	
札幌市交通局	255.0	8.0	3.14	0.0	
札幌市水道局	608.0	13.0	2.14	0.0	
市立札幌病院	598.5	14.0	2.34	0.0	
北広島市教育委員会	70.5	2.0	2.84	0.0	
市立旭川病院	381.0	6.5	1.71	1.5	
旭川市水道局	175.0	3.0	1.71	1.0	
旭川市教育委員会	420.0	11.0	2.62	0.0	
帯広市公営企業	79.5	1.0	1.26	0.0	
美幌町教育委員会	80.5	0.0	0.00	1.0	
遠軽町教育委員会	88.0	5.0	5.68	0.0	
広域紋別病院企業団	86.0	1.5	1.74	0.0	
小樽市水道局	82.0	2.0	2.44	0.0	
小樽市病院局	337.5	10.0	2.96	0.0	
小樽市教育委員会	201.0	5.0	2.49	0.0	
赤平市教育委員会	66.5	1.0	1.50	0.0	
砂川市立病院	486.0	12.0	2.47	0.0	
市立室蘭総合病院	392.5	11.5	2.93	0.0	
室蘭市水道部	64.0	1.5	2.34	0.0	
室蘭市教育委員会	108.5	3.5	3.23	0.0	
登別市教育委員会	64.0	1.0	1.56	0.0	
美唄市教育委員会	52.0	1.0	1.92	0.0	
市立稚内病院	245.5	4.0	1.63	1.0	注２⑥
稚内市教育委員会	85.0	2.0	2.35	0.0	
留萌市病院事業	245.0	6.0	2.45	0.0	
士別市教育委員会	62.0	2.0	3.23	0.0	
網走市教育委員会	98.0	3.0	3.06	0.0	
苫小牧市教育委員会	132.5	4.0	3.02	0.0	
根室市教育委員会	91.0	3.0	3.30	0.0	
別海町教育委員会	59.0	2.0	3.39	0.0	
恵庭市教育委員会	53.0	3.0	5.66	0.0	

【法定雇用率２．２％が適用される機関】　（平成 28 年 6 月 1 日現在）

機　　関　　名	① 対象職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備　考
	人	人	%	人	
合計（６機関）	7,803.5	130.0	1.67	43.0	
札幌市教育委員会	7,194.5	118.5	1.65	39.5	
帯広市教育委員会	245.0	1.5	0.61	3.5	
士幌町教育委員会	77.0	1.0	1.30	0.0	
滝川市教育委員会	102.0	5.0	4.90	0.0	
岩見沢市教育委員会	121.0	3.0	2.48	0.0	
中標津町教育委員会	64.0	1.0	1.56	0.0	

注　1　7(1)の表の注釈１～３と同様。
2①　比布町については、７月１１日において、障害者数１人となり不足が解消された。
2②　稚内市については、１０月１日において、障害者数５人となり不足が解消された。
2③　和寒町については、１１月１日において、障害者数３．５人となり不足が解消された。
2④　小清水町については、１０月１２日において、小清水町教育委員会と特例認定を受け、不足が解消された。
2⑤　むかわ町については、１１月１日において、障害者数６人となり不足が解消された。
2⑥　市立稚内病院については、１１月１４日において、障害者数５人となり不足が解消された。
3　備考欄の「特例認定」とは、「当該機関」と人的関係が緊密である等の当該機関以外の「他の機関」の申請に基づき、北海道労働局長の認定を受けた場合に、他の機関に勤務する職員を当該機関に勤務するとみなすものである。

(3)　独立行政法人等の雇用状況【法定雇用率２．３%】

（平成 28 年 6 月 1 日現在）

法　人　名	① 対象労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備　考
合計（11 法人）	人 10,596.5	人 243.5	% 2.30	人 3.0	
国立大学法人　北海道大学	5,106.5	116.0	2.27	1.0	注5①
国立大学法人　北海道教育大学	675.5	17.0	2.52	0.0	
国立大学法人　旭川医科大学	1,320.5	31.0	2.35	0.0	
国立大学法人　帯広畜産大学	236.0	5.0	2.12	0.0	
国立大学法人　北見工業大学	205.5	4.0	1.95	0.0	
国立大学法人　小樽商科大学	158.5	4.0	2.52	0.0	
国立大学法人　室蘭工業大学	258.5	5.0	1.93	0.0	
北海道公立大学法人　札幌医科大学	1,522.0	35.5	2.33	0.0	
公立大学法人　札幌市立大学	102.5	0.0	0.00	2.0	
公立大学法人　公立はこだて未来大学	73.5	4.0	5.44	0.0	
地方独立行政法人　北海道立総合研究機構	937.5	22.0	2.35	0.0	

注）1　①欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
2　②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、１人を２人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については法律上、１人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントを行っている。
　なお、精神障害者は平成 18 年 4 月 1 日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成 22 年 7 月 1 日から 0.5 カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
3　④欄の「不足数」とは、①欄の「対象労働者数」に法定雇用率を乗じて得た数（１未満の端数切り捨て）から②欄の「障害者の数」を減じて得た数であり、④欄の「不足数」が０となることをもって法定雇用率達成となる。
　したがって、③欄の「実雇用率」が法定雇用率を下回っていても、不足数が０となることがあり、この場合は法定雇用率達成となる。
4　法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第２による。
5①　北海道大学においては、７月１日において、障害者数１１８人となり不足が解消された。

（ 参 考 ）

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（**法定雇用率**）に相当する数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である。

なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる。

○ **一般の民間企業**（対象労働者数５０人以上規模の企業）‥‥‥ **２．０％**
○ **独立行政法人等**（対象労働者数４３．５人以上規模の法人等）・ **２．３％**
○ **国、地方公共団体**（対象職員数４３．５人以上の機関）‥‥‥ **２．３％**
○ **都道府県等の教育委員会**（対象職員数４５．５人以上の機関）・ **２．２％**

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって１人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その１人の雇用をもって、２人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（１週間の所定労働時間が２０時間以上３０時間未満の労働者）については、１人分として、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、0.5 人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導

○「雇入れ計画作成命令」とは

未達成企業のうち、障害者雇用率を相当下回っており、ある程度の期間にわたって継続的かつ計画的に障害者を雇い入れしなければ、その達成が困難と認められる企業の事業主に対して、公共職業安定所長が障害者雇入れ計画（２年間）の作成を命ずることとなっている。

○「障害者雇入れ計画作成命令」の発出基準

今後の雇入れ（過去３年間の新規労働者雇入れ数 ≧ 不足数）が見込まれており、次の①から③のいずれかに該当する企業の事業主

① 実雇用率が前年度全国平均実雇用率未満 かつ 不足数５人以上
（平成 27 年 1.88%）
② 法定雇用障害者数が３～４人(対象労働者数 150 人以上 250 人未満規模の企業)であって、雇用障害者数が０人の企業
③ 不足数 10 人以上の企業

◎　雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主等に対しては、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、下記のように、**ハローワーク** において雇用率達成指導を行っている。

不足数の多い企業等については、当該企業等の事業主に対して、北海道労働局、厚生労働省本省が直接指導を実施している。

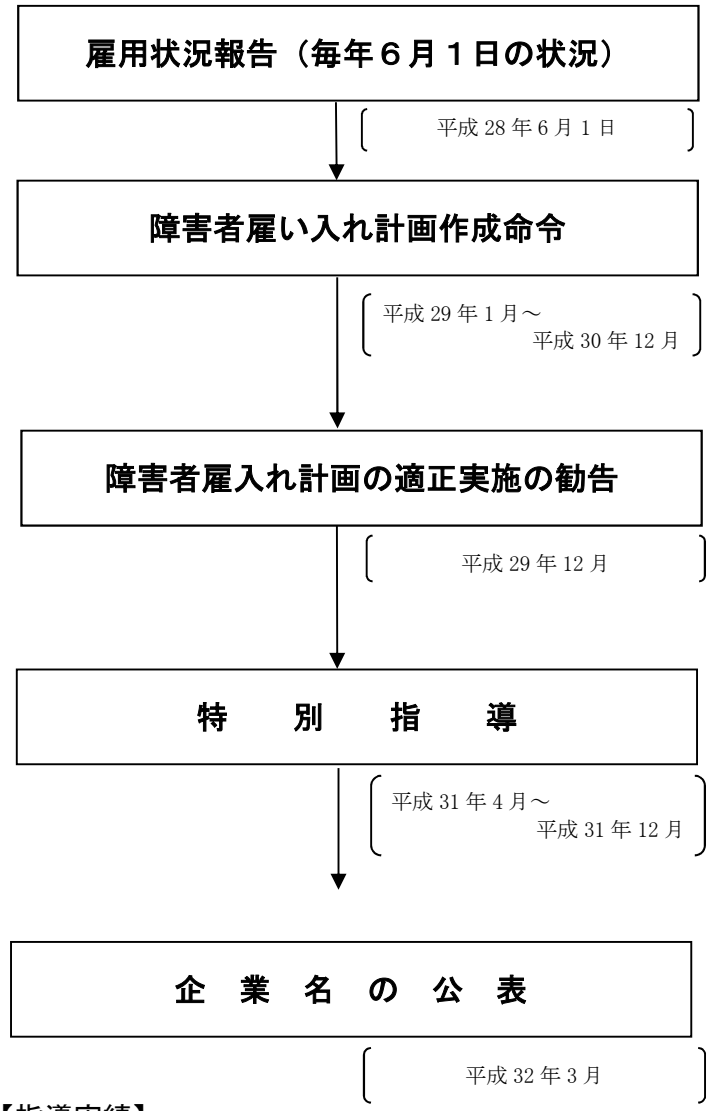

（障害者雇用促進法第４３条第７項）

（同法第４６条第１項）

※　翌年１月を始期とする２年間の計画を作成するよう、公共職業安定所長が命令を発出

（同法第４６条第６項）

※　計画の実施状況が悪い企業に対し、適正な実施を勧告
（計画１年目の１２月）

※　雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施。（計画期間終了後に９か月間）

（同法第４７条）

【指導実績】

１　平成２７年度の実績

＊「障害者雇入れ計画作成命令」の発出	２７４社（うち、北海道内９社）
＊障害者雇入れ計画を実施中の企業（２７年度末現在）	５７４社（うち、北海道内２６社）
＊障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」	８３社（うち、北海道内３社）
＊「公表を前提とした特別指導」の実施	３５社（うち、北海道内３社）

２　企業名の公表実績（全国値）

平成 3 年度 4 社、15 年度 1 社、16 年度 1 社、17 年度 2 社、18 年度 2 社、19 年度 3 社（うち 1 社は再公表）、20 年度 4 社、21 年度 7 社（うち 1 社は再公表）22 年度 6 社（うち 2 社は再公表）、23 年度 3 社（うち 1 社は再公表）、24 年度 0 社、25 年度 0 社、26 年度 8 社、27 年度 0 社

厚生労働省北海道労働局職業対策課
連絡先：011-709-2311（内線3684）

ハローワークの障害者雇入れ支援メニュー

ハローワークでは、事業主の皆様の障害者雇用を積極的に支援しております。

Step1 求人提出

貴社の業務から職域を検討し、ハローワークへ求人をご提出してください

Step2 職業紹介

ハローワークに登録している障害をお持ちの方をご紹介します

Step3 面接

ご紹介した方と面接してください。「できることは何か」といった視点が重要です

Step4 採用

採用後は障害特性等に配慮し、職場定着に留意してください

ハローワークのサポート

Q 当社では障害者に対応した業務がないが

A ハローワークでは障害者に担当させる業務の相談支援も行っております。
同業他社の事例の紹介や、関係機関と連携し、実際に現場を見学させていただくなどして、障害特性を踏まえた業務の切り出し・創設のお手伝いもさせていただきます。

Q どんな方を紹介してくれますか？

A 貴社の求人内容と応募者の障害特性を考慮のうえ、ご紹介します。
適格な方がいない場合は、登録されている方に応じた職域拡大などのご相談にも応じ、紹介できるように努めます。

Q 面接ではどんなことを聞けばいいのですか？
留意する点はありますか？

A ハローワーク職員や関係機関の担当者が同行し、配慮すべきことなど採用の参考となる情報を提供させていただくことも可能です。

Q 採用後に留意する点は？
企業へはどんなサポートがありますか。

A 障害者の採用後は、障害特性に応じた配慮により定着を図っていくことが大切です。ハローワークでも各種支援メニューをご用意しています。

常用雇用への不安がある場合は障害者トライアル雇用事業を活用ください

指導方法に不安がある場合はジョブコーチを活用ください

雇入れ時の賃金補助として各種助成金制度があります。

各種支援メニューについては次ページをご参照ください

雇入れのきっかけづくり

障害者トライアル雇用・障害者短時間トライアル雇用奨励金

【障害者トライアル雇用】
障害者を原則3ヶ月間雇用することにより障害に対する理解を深めていただき、その後の常用雇用のきっかけ作りを進める制度です。
（対象者1人当たり月4万円の奨励金が支給されます。）
【障害者短時間トライアル雇用】
週10時間以上20時間未満の労働時間で、3～12ヶ月間雇用し、最終的に週20時間以上の常用労働者となることを目指す制度です。
精神障害者、発達障害者が対象です。
対象者1人当たり月2万円が支給されます。

雇入れに活用できる助成金制度

特定求職者雇用開発助成金

安定所等の紹介により身体・知的・精神障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成する制度です。
障害者トライアル雇用奨励金との併給も可能です。

障害者初回雇用奨励金

障害者雇用の実績のない企業（常用労働者50人～300人）が安定所等の紹介により初めて障害者を雇用し、法定雇用障害者数の雇用を達成した場合に支給します。
障害者トライアル雇用奨励金および特定求職者雇用開発助成金との併給も可能です。

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

発達障害者や難病のある人を安定所の紹介で雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に助成を行います。助成額は、特定求職者雇用開発助成金の重度以外の身体・知的障害者と同様です。障害者トライアル雇用奨励金との併給も可能です。

各助成金の支給額・支給要件の詳細については、お近くのハローワーク・労働局へお問い合わせください。

就職後の定着への支援

ジョブコーチ（職場適応援助者）

障害者の職場定着を図るためにジョブコーチが会社に出向き、障害者本人、事業主等に支援を行います。
職場にて作業能率をあげる、作業ミスを減らすための支援や障害に配慮した対応方法についての助言・援助等を行います。

関係機関との連携した支援

北海道障害者職業センター

札幌に本所、旭川に支所があります

障害者本人への就業に向けた相談・支援のほか、事業所への障害者の雇用管理に関する支援やジョブコーチの派遣等を行っています。

障害者就業・生活支援センター

札幌、石狩、旭川、函館、釧路、帯広、北見、小樽、伊達、名寄、美唄に設置しております。

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者や雇用している事業所に対し、事業所への訪問などにより相談・助言を行います。

1 概 況

（単位：件、人、％）

	新規求職申込件数		新規登録者数		有効求職者数（期末）		紹介件数		就職件数		紹介成功率		就 職 率	
		前年同期比		前年同期比		前年同期比		前年同期比		前年同期比		前年同期差		前年同期差
平成19年度	4,730	5.0	2,675	12.3	7,497	△ 10.6	8,343	9.6	1,853	7.3	22.2	△ 0.5	39.2	0.9
20年度	5,224	10.4	2,860	6.9	7,185	△ 4.2	9,611	15.2	1,925	3.9	20.0	△ 2.2	36.8	△ 2.4
21年度	5,632	7.8	3,165	10.7	7,983	11.1	11,437	19.0	2,146	11.5	18.8	△ 1.2	38.1	1.3
22年度	5,897	4.7	3,221	1.8	8,871	11.1	11,822	3.4	2,418	12.7	20.5	1.7	41.0	2.9
23年度	6,561	11.3	3,563	10.6	9,234	4.1	12,466	5.4	2,736	13.2	21.9	1.4	41.7	0.7
24年度	6,983	6.4	3,767	5.7	10,384	12.5	13,440	7.8	3,192	16.7	23.8	1.9	45.7	4.0
25年度	7,899	13.1	4,264	13.2	11,130	7.2	14,105	4.9	3,860	20.9	27.4	3.6	48.9	3.2
26年度	8,672	9.8	4,479	5.0	11,497	3.3	14,412	2.2	4,245	10.0	29.5	2.1	49.0	0.1
27年度	8,888	2.5	4,466	△ 0.3	12,102	5.3	15,706	9.0	4,628	9.0	29.5	0.0	52.1	3.1
28年度4～10月	5,619	5.1	2,869	5.6	12,269	3.1	8,550	△ 7.6	2,889	△ 0.4	33.8	4.3	51.4	△ 2.8
平成26年4月	826	4.8	442	5.7	10,951	4.9	1,366	11.4	672	16.7	49.2	2.2	81.4	8.3
5月	741	14.2	395	7.9	11,075	6.1	1,213	3.5	397	11.2	32.7	2.2	53.6	△ 1.4
6月	701	12.2	386	10.0	11,148	6.9	1,158	5.7	346	19.7	29.9	3.5	49.4	3.2
7月	705	△ 2.2	377	△ 11.5	11,181	5.2	1,143	1.5	341	17.2	29.8	4.0	48.4	8.0
8月	638	1.1	343	△ 8.8	11,245	5.2	943	△ 9.8	312	17.7	33.1	7.8	48.9	6.9
9月	734	13.8	385	8.1	11,283	3.6	1,113	0.0	313	11.0	28.1	2.8	42.6	△ 1.1
10月	732	8.9	385	10.6	11,242	3.1	1,188	△ 4.0	339	1.5	28.5	1.5	46.3	△ 3.4
11月	587	6.5	299	△ 2.9	11,286	5.4	1,016	△ 7.4	358	△ 2.5	35.2	1.7	61.0	△ 5.6
12月	590	11.7	294	3.9	10,929	2.2	946	8.9	313	4.0	33.1	△ 1.5	53.1	△ 3.9
1月	748	16.5	362	7.1	11,192	3.6	1,044	0.4	261	△ 9.1	25.0	△ 2.6	34.9	△ 9.8
2月	778	17.0	386	16.6	11,466	3.9	1,665	7.7	271	14.3	16.3	1.0	34.8	△ 0.8
3月	892	14.1	425	17.1	11,497	3.3	1,617	5.2	322	17.5	19.9	2.1	36.1	1.1
平成27年4月	924	11.9	495	12.0	11,612	6.0	1,484	8.6	710	5.7	47.8	△ 1.4	76.8	△ 4.6
5月	756	2.0	392	△ 0.8	11,680	5.5	1,241	2.3	434	9.3	35.0	2.3	57.4	3.8
6月	785	12.0	406	5.2	11,745	5.4	1,364	17.8	411	18.8	30.1	0.2	52.4	3.0
7月	762	8.1	387	2.7	11,661	4.3	1,211	5.9	335	△ 1.8	27.7	△ 2.1	44.0	△ 4.4
8月	699	9.6	353	2.9	11,791	4.9	1,123	19.1	299	△ 4.2	26.6	△ 6.5	42.8	△ 6.1
9月	685	△ 6.7	336	△ 12.7	11,815	4.7	1,193	7.2	355	13.4	29.8	1.7	51.8	9.2
10月	735	0.4	348	△ 9.6	11,896	5.8	1,634	37.5	356	5.0	21.8	△ 6.7	48.4	2.1
11月	660	12.4	336	12.4	11,919	5.6	1,222	20.3	433	20.9	35.4	0.2	65.6	4.6
12月	635	7.6	327	11.2	11,775	7.7	1,007	6.4	353	12.8	35.1	2.0	55.6	2.5
1月	757	1.2	403	11.3	11,913	6.4	1,075	3.0	298	14.2	27.7	2.7	39.4	4.5
2月	716	△ 8.0	326	△ 15.5	12,127	5.8	1,558	△ 6.4	321	18.5	20.6	4.3	44.8	10.0
3月	774	△ 13.2	357	△ 16.0	12,102	5.3	1,594	△ 1.4	323	0.3	20.3	0.4	41.7	5.6
平成28年4月	904	△ 2.2	457	△ 7.7	12,041	3.7	1,287	△ 13.3	671	△ 5.5	52.1	4.3	74.2	△ 2.6
5月	773	2.2	437	11.5	12,076	3.4	1,183	△ 4.7	423	△ 2.5	35.8	0.8	54.7	△ 2.7
6月	813	3.6	444	9.4	12,161	3.5	1,210	△ 11.3	372	△ 9.5	30.7	0.6	45.8	△ 6.6
7月	769	0.9	374	△ 3.4	12,063	3.4	1,109	△ 8.4	340	1.5	30.7	3.0	44.2	0.2
8月	752	7.6	356	0.8	11,982	1.6	1,240	10.4	346	15.7	27.9	1.3	46.0	3.2
9月	752	9.8	341	1.5	12,108	2.5	1,227	2.8	352	△ 0.8	28.7	△ 1.1	46.8	△ 5.0
10月	856	16.5	460	32.2	12,269	3.1	1,294	△ 20.8	385	8.1	29.8	8.0	45.0	△ 3.4
11月														
12月														
1月														
2月														
3月														